

【連載】

高齢者役立ち かわら版

第20回

「クーリング・オフについて」

訪問販売や電話などで勧誘され、業者の巧みなセールストークにのせられ、契約した後になって解約をしたくなかった経験はありませんか。そんな時に消費者の強い味方になるのが「クーリング・オフ制度」です。

「クーリング・オフとは」

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。

例えば、訪問販売や電話勧誘販売などで申し込みや契約をした後でも一定の条件を満たせば、消費者が一方的に契約を解除することが出来ます。

また、クーリング・オフにより契約を解除する時には特別な理由もいりませんし、何らかの費用を負担する必要も一切ありません。

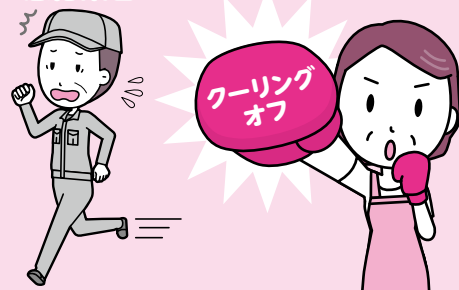
「クーリング・オフが出来る取引と期間」

取引内容	期 間
訪問販売(キャッチセールスなどを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室、パソコン教室など)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法など)	20日間
訪問購入(業者が消費者の自宅などを訪ねて、商品の買い取りを行うもの)	8日間

注意事項

- ◎通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- ◎クーリング・オフ期間は、申込書面又は契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。
- ◎書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフが出来る場合があります。

さらば！
悪徳業者



※上記以外の取引でもその他の法令などによりクーリング・オフが出来る場合があります。
まずは **稲沢市消費生活センター(☎0587-32-2594)**へご相談ください。

※次回は「クーリング・オフ通知の書き方」についてお伝えします。